

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月11日	平成29年 9月22日	H29. 8. 15付大北福第457号部分 公開決定通知書での公開文書 に、条件に示した七つの重大な 不正あることについて所属又は 所属長が文書、口頭、メール等 で市長に伝えていることが確認 できる文書。ただし、市長部局 の全所属についてで、所属長の 秘書的業務を行う部署による各 所属一ヶ所による決定でよい。 (福島区役所に係るものについ て)	不存在	号	福島区	企画総務課 (総務)
平成29年 9月19日	平成29年 9月29日	H29. 8. 15付大北福第457号で公 開した決定書に重大なコンプラ イアンス違反があるが、そのこ とについて区長会議で議論した ことが確認できる文書。ただし 、決定書作成日以降開催分で各 会議の幹事区保有分について。 (福島区役所に係るものについ て)	不存在	号	福島区	企画総務課 (総務)
平成29年 9月19日	平成29年 9月29日	H29. 8. 15付大北福第457号で公 開した「決定書」に多くの重大 なコンプライアンス違反がある ことについて、北区を除く市長 部局の所属長含む職員および 監査委員からの報告(①口頭、 電話②文書、メール等)で、市長 がこの決定書の存在を承知して いることが確認できる①を録音 したもの、②文書等のすべて。 ただし、①、②それぞれについ て決定してください。 (福島区役所に係るものについ て)	不存在	号	福島区	企画総務課 (総務)
平成29年 9月19日	平成29年 9月29日	担当課長が、調査や聞き取り等 の結果を市民に回答することを 目的とした調査や聞き取り等 のための市内出張において復命 書を作成していない案件につい て、①出張の目的が確認できる 文書、②市民への回答文書とそ の決裁、③口頭で復命行った場 合、その内容とだれに行ったの か確認できる文書。ただし、 H28年度以降分で北区福祉課長 の出張を除く。また、案件ごと に①②③の存否を明確にしてく ださい。所属ごと各年度当初分 3件。 (福島区役所に係るものについ て)	不存在	号	福島区	企画総務課 (総務)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 9月29日	行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民（申請者）に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が①公開、②非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分（福島区役所に係るものについて）	不存在	号	福島区	企画総務課 (総務)